

## 第四十八号

## 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「基づく認定」の下に「の申請に対する審査」を加え、同項の1中「二千七百円」を「二千二百円」に改め、同項の2中「二千七百二十円」を「四千三百四十円」に改め、同項の3中「三万七百元」を「三万五千元」に、「八千二百円」を「一万六千三百円」に、「二万四千七百円」を「二万九千円」に、「五千九百元」を「一万四千四百円」に、「五万九千七百円」を「五万九千元」に、「一万四千七百円」を「二万三千元」に、「三万七百元」を「三万五千元」に、「二万八百元」を「一万九千元」に、「三千六百八十円」を「一万二千六百元」に改め、同表の十の項の1中「六千三百円」を「三千九百元」に改め、同項の2中「二万八千元」を「六千三百円」に改め、同項の3中「百五十三万円」を「百四十三万五千元」に、「二十九万六千元」を「四十三万八千元」に、「百十四万九千元」を「百十二万八千元」に、「十七万四千元」を「三十三万八千元」に、「百八十一万六千元」を「百六十二万九千元」を「四十七万九千元」に、「百十九万三千元」を「百十四万八千元」に、「三十四万九千元」を「四十八万二千元」に、「百十九万二千元」を「百十四万七千元」に、「三十四万八千元」を「四十八万八千元」に改め、同表の十一の項の1の(一)中「三万二千三百円」を「四万三千三百円」に、「八千円」を「二万三千三百円」に改め、同項の1の(二)中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「八千円」を「二万三千円」に改め、同項の1の(三)中「五千七百円」を「二万千円」に改め、同項の2中「六万二千三百円」を「六万八千三百円」に、「一万五千三百円」を「三万三百円」に改め、同項の3及び4中「三万三千三百円」を「四万二千三百円」に、「二万八百元」を「二万六千三百円」に改め、同項の5中「二万五千三百円」を「三万六千三百円」に、「三千三百円」を「一万九千九百元」に改め、同表の十二の項の1中「百五十二万四千二百円」を「百四十四万二千円」に、「二十九万二千円」を「四十四万五千元」に、「百十三万五千二百円」を「百十三万五千元」に、「十六万八千二百円」を「三十四万五千元」に改め、同項の2中「百八十二万二千円」を「百六十二万八千元」に、「三十九万三千二百円」を「四十八万六千元」に改め、同項の3中「百十八万七千二百円」を「百十五万五千元」に、「三十四万三千二百円」を「四十八万九千元」に改め、同項の4

中「百十八万六千二百円」を「百十五万四千円」に、「三十四万二千二百円」を「四十八万八千円」に改め、同表の十三の項の1中「規定に基づく認定（以下この項及び十四の項において「認定」という。）」を「認定」に改め、「の遊技機」の下に「（以下この項及び十四の項において「未認定遊技機」という。）」を加え、「一万六千円」を「一万五千円」に、「二万七千円」を「二万五千円」に改め、同項の2を次のように改める。

- 2 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第七条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。 1（一）又は（二）に定める額に、二千八百円（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第四項の検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この項及び十四の項において「特定未認定遊技機」という。）がある場合）については、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ九の項の3に定める額から八千円を減じた額）を加算した額

別表第一の十三の項の3中「一万五千円」を「一万四千円」に、「二万七千円」を「二万四千円」に改め、同表の十四の項の1中「認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「三千四百円」を「二千四百円」に改め、同項の2を次のように改める。

- 2 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合 五千二百円（特定未認定遊技機がある場合）については、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ九の項の3に定める額から八千円を減じた額）を加算した額

別表第一の備考の三中「同時に」の下に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ同項に定める金額から二千七百円」を「同項の規定にかかわらず、同項の1の場合にあつては零円とし、同項の2の場合にあつては四十円とし、同項の3の場合にあつてはそれぞれ同項の3に定める金額から八千円」に改め、同表の備考の四中「同時に」の下に「当該試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「二千三百円」を「一万四千三百円」に改め、同表の備考の五中「九千三百円」を「八千六百円」に改め、同表の備考の六中「七千四百円」を「六千八百円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### 提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、遊技機の検定等に係る手数料の額を改める必要がある。これが、

この条例案を提出する理由である。